



2024年1月24日

各位

会社名 ポーターズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 西森 康二
(コード：5126、グロース市場)
問合せ先 取締役 天野 竜人
(TEL. 03-6432-9829)

監査等委員会設置会社への移行、取締役候補の選任及び 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年1月24日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の当社第23期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定いたしました。また、これに伴いまして、本定時株主総会に、下記のとおり取締役候補の選任及び定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値の向上を図ることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 取締役候補の選任

取締役6名及び監査役3名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役候補の選任及び監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事を以下のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。なお、本件につきましては、本定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員会である取締役を除く）の候補者（本定時株主総会にて付議）

| 氏名 | 現役職 | 新役職 | 備考 |
|-------|------------|-----|----|
| 西森 康二 | 代表取締役社長※ 1 | 同左 | 再任 |
| 渡邊 智美 | 取締役副社長 | 同左 | 再任 |
| 三ツ井 健 | 常務取締役 | 同左 | 再任 |
| 天野 竜人 | 取締役 | 同左 | 再任 |
| 中村 恒一 | 社外取締役※ 1、2 | 同左 | 再任 |

※ 1：指名・報酬委員会

※ 2：指名・報酬委員会委員長

(2) 監査等委員である取締役の候補者（本定時株主総会にて付議）

| 氏名 | 現役職 | 新役職 | 備考 |
|-------|----------|----------------|----|
| 清水 有滋 | 常勤社外監査役 | 常勤社外取締役 監査等委員 | 新任 |
| 長尾 二郎 | 社外監査役 | 社外取締役 監査等委員 | 新任 |
| 佃 勇吾 | 社外取締役※ 1 | 社外取締役 監査等委員※ 1 | 新任 |

※ 1：指名・報酬委員会

(3) 退任予定監査役（本定時株主総会の終結の時をもって退任予定）

| 氏名 | 現役職 | 新役職 | 備考 |
|--------|-------|-----|----|
| 南方 美千雄 | 社外監査役 | - | 退任 |

3. 定款の一部変更

(1) 提案の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、その他所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

| | |
|-----------------|-------------------|
| 定款変更に係る取締役会決議 | 2024年1月24日（水） |
| 定款変更のための株主総会開催日 | 2024年3月26日（火）（予定） |
| 定款変更の効力発生日 | 2024年3月26日（火）（予定） |

【別 紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---------------------------------|---|
| 第1章 総 則 | 第1章 総 則 |
| 第1条～第3条 <条文の省略> | 第1条～第3条 <現行どおり> |
| (機関) | (機関) |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会 | (1) 取締役会 |
| <u>(2) 監査役</u> | <u>(2) 監査等委員会</u> |
| <u>(3) 監査役会</u> | <u>(削除)</u> |
| <u>(4) 会計監査人</u> | <u>(3) 会計監査人</u> |
| 第5条 <条文の省略> | 第5条 <現行どおり> |
| 第2章 株 式 | 第2章 株 式 |
| 第6条～第12条 <条文の省略> | 第6条～第12条 <現行どおり> |
| 第3章 株主総会 | 第3章 株主総会 |
| 第13条～第17条 <条文の省略> | 第13条～第17条 <現行どおり> |
| 第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員 | 第4章 取締役および取締役会ならびに執行役員 |
| (員 数) | (員 数) |
| 第18条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 | 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である者を除く)</u> は、10名以内とする。 |
| | <u>2. 当社の監査等委員である取締役は6名以内とする。</u> |
| (選任方法) | (選任方法) |
| 第19条 取締役の選任決議は、株主総会の決議 | 第19条 取締役の選任決議は、株主総会の決議 |

| | |
|---|---|
| <p>によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>3. <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、代</p> | <p>によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である者を除く）とを区別して行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. <u>取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 <u>取締役（監査等委員である者を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、取</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 <条文の省略></p> <p>(招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、<u>各取締役および各監査役</u>に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第26条 <条文の省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条～第29条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p> | <p><u>締役（監査等委員である者を除く）の中から</u>、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会はその決議によって、<u>取締役（監査等委員である者を除く）の中から</u>、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 <現行どおり></p> <p>(招集手続)</p> <p>第23条 取締役会の招集は、<u>各取締役</u>に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役</u>の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第26条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と取締役（監査等委員である者を除く）とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第28条～第29条 <現行どおり></p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を</u></p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>第30条～第31条 <条文の省略></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u> 第32条 当社の監査役は、6名以内とする。</p> <p><u>(選任方法)</u> 第33条 監査役の選任決議は、株主総会の決議によって、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(常勤監査役)</u> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議の方法)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役会規則)</u> 第37条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> | <p>除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第31条～第32条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u> 第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>(任期)</p> <p>第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> | <p><削除></p> |
| <p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p><削除></p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p><削除></p> |
| <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> | <p><削除></p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第43条 <条文の省略></p> <p>(報酬等)</p> | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> |

| | |
|---|--|
| <p><u>第44条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。</p> <p><u>第45条</u> <条文の省略></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第46条～第49条</u> <条文の省略></p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p> <p>2022年9月1日 改定</p> | <p><u>第38条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。</p> <p><u>第39条</u> <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p><u>第40条～第43条</u> <現行どおり></p> <p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。</u></p> <p>2022年9月1日 改定 <u>2024年3月26日 改定</u></p> |
|---|--|

以上